

電力供給仕様書

1. 概要

- (1) 件名 下関市立美術館で使用する電力の供給
- (2) 需要場所 別紙1「需要場所等一覧表」のとおり
- (3) 業種及び用途 美術館（使用用途：業務用）

2. 仕様

- (1) 供給電気方式等
別紙1「需要場所等一覧表」のとおり
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量
別紙1「需要場所等一覧表」のとおり
- (3) 契約電力等の実績
別紙2「契約電力等実績表」のとおり
- (4) 供給期間
令和6年8月1日午前0時から令和7年7月31日午後12時まで
- (5) 電気料金の算定方法
 - ①電気料金は、各月毎の契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。
 - ②燃料費調整額及び発電促進賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める電気契約要綱等による。
 - ③一月あたりの電気料金は、次の（ア）から（エ）に掲げる料金を合算した額とする。
 - （ア）基本料金
＝契約電力×基本料金単価×力率割引率（％）
※力率割引率＝185％－当該月の平均力率（％）
 - （イ）電力量料金
＝当該月の使用電力量×当該月の電力量料金単価
 - （ウ）燃料費調整額
＝当該月の使用電力量×当該月の燃料費調整単価
 - （エ）再生可能エネルギー発電促進賦課金
＝当該月の使用電力量×賦課金単価
 - ④電気料金の算定に係る単位及び端数処理
 - （ア）契約電力及び最大需要電力の単位はkwとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

- (イ) 使用電力量の単位はkWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (ウ) 力率の単位は%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (エ) 電気料金の端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ⑤各月の契約電力は、その月の最大需要電力と当該月の前11月の期間の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- (6) 電気料金の請求及び支払い
 - ①料金の請求書には、当該月の最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、電力料金単価、電気料金を記載すること。
 - ②上記請求書は美術館に送付し、美術館は請求のあった日の翌日から起算して30日以内に支払うものとする。
- (7) 契約解除権

本仕様の入札に係る契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本市は、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約の変更又は解除ができるものとする。
- (8) その他
 - ①契約電力を超えて使用した場合の超過料金の扱いについては、協議のうえ定める。
 - ②力率は、100%を保持する予定。
 - ③フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備はない。
 - ④太陽光等発電設備はなく、設備導入の予定もない。
 - ⑤当該地域を管轄する一般電気事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他附属設備を設置する必要がある場合は、落札者の負担で設置することとする。また、設置した附属設備が不要となった場合についても、落札者の負担で撤去することとする。
 - ⑥契約期間中、施設において、閉鎖等により契約電力と同等の電力を受電できる状態にない期間が1ヶ月を超える場合は、本市と落札者との協議により契約を変更することができる。
 - ⑦その他、本仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める要綱・約款を基に、本市と落札者との協議により決定する。